津市の人権教育について

1 人権教育とは

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)」では、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう(第3条)」にすることを人権教育の基本理念としています。

学校教育においては小学校社会科や中学校公民の中でも基本的人権について学んでおり、さらに文部科学省から示されている「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」の中では「各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進する」ことが大切であるとされています。

2 人権教育の推進

本市の人権教育の推進については、主に次の2本の柱で事業を実施しています。

- (1) 「学校教育」における人権教育の推進
 - アねらい(以下の力を子どもたちに育むために)
 - 子どもたちが、発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、自 分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになること
 - 子どもたちが、自分が生きている価値を実感できるようになること
 - 子どもたちが、差別や偏見に対して、日常生活の中の具体的な場面で「おかしいことをおかしい」と言えるようになること

イ 主な取組

- 系統的かつ継続的に人権教育を進めるための中学校区人権教育カリキュラム作成
- あらゆる教育活動を通して、一人一人が大切にされる学級づくり
- 外国につながる子どもたちの教育の保障
- 教職員の人権意識の向上

(2) 「社会教育」における人権教育の推進

- ア ねらい(以下のことを他課や他団体と連携しながら地域の中で推進するために)
 - ・ 保護者や地域住民が、差別や偏見のない、誰にとっても居心地のいい、安心できる地域を、自分たちで実現しようとすること

イ 主な取組

- 園・学校、家庭、地域のみならず、様々な団体や諸機関と協働した人権ネットワークの拡大
- PTAや地域等における人権について学習する機会の充実
- 多様な文化、習慣、価値観等に触れたり、交流したりする機会の充実
- 各種団体・諸機関と連携・協働した人権教育講演会や人権啓発事業

3 具体的な施策

- (1) 「学校教育」
 - 指導主事の派遣(園・校での人権学習の授業実践、園・校内人権研修、中学校区人権教育 実践交流会等での助言・指導)
 - 中学校区人権教育カリキュラムの作成
 - 人権教育ステップ・アップ事業(教職員の人権教育研修会)の実施
 - 小中学生による人権をテーマにした中学校区子ども人権フォーラムの実施
- (2) 「外国につながる子どもたちの教育の保障」
 - 指導主事と巡回担当員による不就学の可能性のある子どものいる家庭への訪問活動
 - 小学校への就学の不安を軽減するための「学校へ行こう!in 津市(就学ガイダンス)」と 高校について知ることを目的とした「学校へ行こう!in 津市(高校進学ガイダンス)」の実施
 - 日本語が全くできない外国につながる子どもを対象とした初期日本語教室「きずな」・「移動きずな」の実施
- (3) 「社会教育」
 - 地域や保護者と協働しての地域人権フェスティバルの実施
 - 参加型研修を中心にした PTA や地域団体への人権出前講座の実施
 - 市民ボランティアと協働しての日本語教室の実施
 - 各種団体や諸機関と連携、協働しての人権教育講演会等の実施

4 津市の人権教育の特徴

- 広域性・地域性に対応した人権教育を推進するため、本庁だけでなく教育事務所にも指導主事(教職員)の人権文化クリエイターを配置しています。
- 全ての中学校区において人権教育カリキュラムを作成するとともに、人権文化クリエイターを活用して各中学校区で人権教育カリキュラムの具体的な実践を広げています。
- 津市に多く在籍する外国につながる子どもたちの教育を人権教育の視点でとらえ、人権教育課が所管しています。
- 外国人児童生徒の初期日本語指導については、市民からボランティアを募り協力いただく システムを構築し、現在 60 名を超える市民ボランティアの協力により、効果的な初期日本語 指導が展開されています。
- 多文化共生の視点から、外国人住民の方への日本語教室を市民センター等で市民活動グループと共同しながら実施しています。
- 園・校のPTA等の依頼を受け、人権の視点からの「子育て」や「いじめ」、「コミュニケーションの取り方」などのテーマで、指導主事がPTA人権研修会等に出かけて行き、保護者等に人権について学ぶ機会を積極的に数多く提供しています。